

原子力損害賠償実施方針

令和2年4月1日

令和4年4月23日改訂

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目次

1. はじめに
2. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所
3. 原子炉の運転等を行う全ての工場又は事業所の名称及び所在地
4. 原子力事業者が行う全ての原子炉の運転等の種類
5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額
- 6-1. 原子力損害の賠償の基本的な考え方
- 6-2. 被害申出窓口の開設の方針
- 6-3. 被害の申出の受付の方針
- 6-4. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針
- 6-5. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針
7. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報の管理方法に関する事項
8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整に関する事項
9. 和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策に関する事項
10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における自主的な紛争の解決を図るための方策に関する事項
11. 損害賠償実施方針の変更の記録
12. 損害賠償実施方針に関する問合せ先

1. はじめに

本方針は、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害（以下「原子力損害」という。）の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、原子力損害賠償に関する法律第17条の2に基づき作成するものです。

原子力損害を発生させた場合は、原子力事業者が被害者にとって唯一の賠償主体であることを踏まえ、原子力機構は常に被害者の救済と安心の確保を最優先に対応します。

2. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

3. 原子炉の運転等を行う全ての工場又は事業所の名称及び所在地

(1)原子力科学研究所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

(2)大洗研究所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

(3)核燃料サイクル工学研究所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

(4)人形峠環境技術センター

岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地

(5)青森研究開発センター

青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地

(6)新型転換炉原型炉ふげん

福井県敦賀市明神町 3 番地

(7)高速増殖原型炉もんじゅ

福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地

4. 原子力事業者が行う全ての原子炉の運転等の種類

(1)原子力科学研究所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める原子炉の運転

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める原子炉の運転

③原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める運搬、貯蔵又は廃棄

④原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 6 号に定める原子炉の運転

⑤原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 11 号に定める核燃料物質の使用

⑥原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 14 号に定める廃棄物埋設

⑦原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に定める核燃料物質等の運搬

⑧原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 19 号に定める核燃料物質等の運搬

(2)大洗研究所

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める原子炉の運転
- ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第6号に定める原子炉の運転
- ③原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第11号に定める核燃料物質の使用
- ④原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第16号に定める廃棄物管理
- ⑤原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める核燃料物質等の運搬
- ⑥原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める核燃料物質等の運搬

(3)核燃料サイクル工学研究所

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第9号に定める再処理
- ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第10号に定める核燃料物質の使用
- ③原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第11号に定める核燃料物質の使用
- ④原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める核燃料物質等の運搬
- ⑤原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める核燃料物質等の運搬

(4)人形峠環境技術センター

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第7号に定める核燃料物質の加工
- ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第10号に定める核燃料物質の使用
- ③原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める核燃料物質等の運搬

(5)青森研究開発センター

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第3号に定める運搬、貯蔵又は廃棄
- ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める核燃料物質等の運搬

(6)新型転換炉原型炉ふげん

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第2号に定める運搬、貯蔵又は廃棄
- ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める核燃料物質等の運搬
- ③原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める核燃料物質等の運搬

(7)高速増殖原型炉もんじゅ

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第2号に定める運搬、貯蔵又は廃棄
- ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める核燃料物質等の運搬
- ③原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める核燃料物質等の運搬

5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

(1)原子力科学研究所

1. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

2-1. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：1, 200億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：1, 200億円

2-2. 核燃料物質等の輸送の場合であって、輸送の都度行う契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18号の場合）

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18号の場合）

(2)大洗研究所

1. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

2-1. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：1, 200億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：1, 200億円

2-2. 核燃料物質等の輸送の場合であって、輸送の都度行う契約によりうめることができる損害の範

囲と賠償に充てることのできる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じた

ことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損

害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18

号の場合）

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原

子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関

する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることのできる原子力損害であって当

該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなか

ったもの

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18

号の場合）

(3)核燃料サイクル工学研究所

1. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

2-1. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

- ・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：1, 200億円

- ・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：1, 200億円

2-2. 核燃料物質等の輸送の場合であって、輸送の都度行う契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることのできる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18号の場合）

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることのできる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18号の場合）

(4)人形峠環境技術センター

1. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

2-1. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

- ・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：40億円

- ・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：40億円

2-2. 核燃料物質等の輸送の場合であって、輸送の都度行う契約によりうめることができる損害の範

囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じた

ことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損

害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：40億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原

子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関

する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当

該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなか

ったもの

金額：40億円

(5)青森研究開発センター

1. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

2-1. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：40億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：40億円

2-2. 核燃料物質等の輸送の場合であって、輸送の都度行う契約によりうめることができる損害の範

囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じた

ことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損

害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：40億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原

子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関

する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当

該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなか

ったもの

金額：40億円

(6) 新型転換炉原型炉ふげん

1. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

2-1. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・ 原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：240億円

・ 原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：240億円

2-2. 核燃料物質等の輸送の場合であって、輸送の都度行う契約によりうめることができる損害の範

囲と賠償に充てることのできる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じた

ことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損

害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18

号の場合）

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原

子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関

する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることのできる原子力損害であって当

該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなか

ったもの

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18

号の場合）

(7)高速増殖原型炉もんじゅ

1. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

2-1. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：240億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：240億円

2-2. 核燃料物質等の輸送の場合であって、輸送の都度行う契約によりうめることができる損害の範

囲と賠償に充てることのできる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じた

ことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損

害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18

号の場合）

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原

子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関

する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることのできる原子力損害であって当

該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなか

ったもの

金額：240億円（原賠法施行令第2条第19号の場合）又は40億円（原賠法施行令第2条第18

号の場合）

6-1. 原子力損害の賠償の基本的な考え方

原子力機構は、原子力損害の賠償を迅速かつ適切に実施するため、公平性及び厳格性に留意しながら、被害者の状況に応じて合理的かつ柔軟な対応を心がけるとともに、常に被害者の救済と安心の確保を最優先に誠実に対応します。

6-2. 被害申出窓口の開設の方針

原子力機構は、原子力損害が発生した場合、原子力災害対策特別措置法第15条4項に基づく原子力緊急事態解除宣言の前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、被害申出の受付等を行う窓口（被害申出窓口）を設置します。

被害申出窓口は発災拠点、本部等、多数の請求者の利便に配慮した場所に開設するとともに、損害の規模によっては複数開設するなど、被害の状況や申出数等に応じ柔軟な対応を検討します。また、被害申出窓口の開設に当たって、新聞、ラジオ、インターネット等のほか、主要交通機関の施設、地方公共団体の庁舎等においても広く周知を行います。

6-3. 被害の申出の受付の方針

原子力損害の賠償請求の受付に当たり、原子力機構は被害申出書様式等の提出書類を速やかに提示するとともに、被害状況の把握や被害者に対する被害申出の方法に関する案内等について、関係地方公共団体と連携し対応します。また、被害者間の公平性や手続の厳格性の観点を踏まえながら、被害状況に応じ、様式の簡便化や提出書類の軽減を図る等、被害者の個別事情に応じ、丁寧かつ柔

軟に対応します。

6-4. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

被害額の算定に当たっては、請求者に対し誠実に交渉を行うとともに、事実関係について適切に確認し、因果関係、被害額の算定等の各争点について迅速に合意を積み重ねていきます。

賠償金の支払については、全ての被害について被害全額が確定し、請求者と損害額について最終的な合意に達し次第、迅速に支払うことを原則としますが、被害全額確定前の被害明細書等の受付状況やそれに係る賠償交渉の進捗状況に応じ、その時点で請求可能な損害について支払を行うこともできるものとします。この場合、賠償金支払に関する合意書には、合意時点で請求可能な損害についての賠償請求に対する支払であり、その後に残余の被害が明確になった場合には、当該残余分の賠償請求も可能であることを明記することとします。

6-5. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

原子力機構は、迅速かつ適切な賠償のため、予め整備している賠償対応に係る体制や賠償に関する機構内の手順・書類様式等に従い、迅速に賠償を実施します。また、損害の全てが確定する前の段階であっても、被害全額確定前の被害明細書等の受付状況やそれに係る賠償交渉の進捗状況に応じ、その時点で請求可能な損害について支払を行う等、柔軟な対応を行います。

7. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報の管理方法に関する事項

原子力機構は請求者への案内や賠償までの経過の記録及び管理のためのデータベースシステムや台帳等を準備し、正確な情報管理に努めます。また、賠償の過程で入手した個人情報については個人情報保護規程に基づき適切に、管理及び用すると共に、個別の賠償案件に関する情報についても、個人情報に配慮し、適切に管理及び利用します。

8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整に関する事項

原子力機構は、原子力損害が発生した場合に迅速かつ適切に賠償を実施するため、平常時から原子力損害賠償に係る業務の担当部署を定め、国、日本原子力保険プール、地方公共団体等と連絡先を共有します。

9. 和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策に関する事項

原子力機構は、原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われ、当該和解仲介手続の利用について被害者から申立てがあった場合には、当該和解仲介手続において提示された和解案を尊重し、交渉において合意した賠償金を速やかに支払います。

10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における自主的な紛争の解決を図るための方策に関する事項

原子力紛争審査会において指針が定められた場合には、指針に基づいた迅速な賠償を実施すると

ともに、指針に範囲が示されていない損害についても、個別の御事情を踏まえ適切かつ柔軟に対応を行います。

1 1. 損害賠償実施方針の変更の記録

本方針を変更した場合は、日付と変更内容及びその理由を記載します。

1 2. 損害賠償実施方針に関する問合せ先

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 総務部総務課 (TEL:03-3592-2111、FAX:03-3592-2112)

以 上

【改訂履歴】

令和4年4月23日

高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置の進捗により、原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第

1号に規定するものから同条第2号で規定するものへ変更されたことに伴う改訂